

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領

(目的)

第一条 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第3号）附則第2項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第21条第1号に規定する乗用自動車であって、乗車定員10人以下のもの（以下「基本乗用自動車」という。）又は同条第8号に規定する貨物自動車であって、車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）2.5トン以下のもの（以下「基本貨物自動車」という。）と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である乗用自動車（基本乗用自動車を除く。以下「特定改造乗用自動車」という。）又は貨物自動車（基本貨物自動車を除く。以下「特定改造貨物自動車」という。）について、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率に相当する数値（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）第1条第1号に掲げる方法により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。）を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。

(エネルギー消費効率相当値の算定)

第二条 国土交通大臣は、特定改造乗用自動車又は特定改造貨物自動車（以下これらを「特定改造自動車」と総称する。）について、当該特定改造自動車に係る基本乗用自動車又は基本貨物自動車（以下これらを「基本自動車」と総称する。）に係る道路運送車両法第75条第1項の申請をした自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から自動車を購入する契約を締結しているものであって当該自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とする者を含む。）をいう。以下同じ。）の申請により、次の表の区分ごとに、エネルギー消費効率相当値を算定することができる。

特定改造自動車の種別	車両重量
1 揮発油を燃料とする乗車定員 10 人以下の乗用自動車	703 キログラム未満
	703 キログラム以上 828 キログラム未満
	828 キログラム以上 1,016 キログラム未満
	1,016 キログラム以上 1,141 キログラム未満
	1,141 キログラム以上 1,266 キログラム未満
	1,266 キログラム以上 1,391 キログラム未満
	1,391 キログラム以上 1,516 キログラム未満
	1,516 キログラム以上 1,641 キログラム未満
	1,641 キログラム以上 1,766 キログラム未満

	1,766 キログラム以上 1,891 キログラム未満
	1,891 キログラム以上 2,016 キログラム未満
	2,016 キログラム以上 2,141 キログラム未満
	2,141 キログラム以上 2,266 キログラム未満
	2,266 キログラム以上
2 軽油を燃料とする乗車定員 10 人以下の乗用自動車	1,016 キログラム未満
	1,016 キログラム以上 1,141 キログラム未満
	1,141 キログラム以上 1,266 キログラム未満
	1,266 キログラム以上 1,391 キログラム未満
	1,391 キログラム以上 1,516 キログラム未満
	1,516 キログラム以上 1,641 キログラム未満
	1,641 キログラム以上 1,766 キログラム未満
	1,766 キログラム以上 1,891 キログラム未満
	1,891 キログラム以上 2,016 キログラム未満
	2,016 キログラム以上 2,141 キログラム未満
	2,141 キログラム以上 2,266 キログラム未満
	2,266 キログラム以上
3 液化石油ガスを燃料とする乗車定員 10 人以下の乗用自動車	703 キログラム未満
	703 キログラム以上 828 キログラム未満
	828 キログラム以上 1,016 キログラム未満
	1,016 キログラム以上 1,141 キログラム未満
	1,141 キログラム以上 1,266 キログラム未満
	1,266 キログラム以上 1,391 キログラム未満
	1,391 キログラム以上 1,516 キログラム未満
	1,516 キログラム以上 1,641 キログラム未満
	1,641 キログラム以上 1,766 キログラム未満
	1,766 キログラム以上 1,891 キログラム未満
	1,891 キログラム以上 2,016 キログラム未満
	2,016 キログラム以上 2,141 キログラム未満
	2,141 キログラム以上 2,266 キログラム未満
	2,266 キログラム以上
4 揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	703 キログラム未満
	703 キログラム以上 828 キログラム未満
	828 キログラム以上
5 揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則第 2 条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が 1.7 トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	1,016 キログラム未満
	1,016 キログラム以上

6 揮発油を燃料とする道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満 （変速装置の方式が手動式以外のものにあつては、1,266キログラム以上）
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満 （変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）
	1,516キログラム以上（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）
7 軽油を燃料とする道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	
8 軽油を燃料とする道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	1,266キログラム未満
	1,266キログラム以上1,391キログラム未満
	1,391キログラム以上1,516キログラム未満
	1,516キログラム以上1,641キログラム未満 （変速装置の方式が手動式以外のものにあつては、1,516キログラム以上）
	1,641キログラム以上1,766キログラム未満 （変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）
	1,766キログラム以上（変速装置の方式が手動式以外のものを除く。）

（算定の申請）

第三条 前条の算定を受けようとする自動車製作者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 特定改造自動車に係る基本自動車に係る次に掲げる事項
 - イ 車名及び型式
 - ロ 車台の名称及び型式
 - ハ 車体の名称及び型式
 - ニ 幅及び高さ
 - ホ 乗車定員
 - ヘ 最大積載量、車両重量及び車両総重量
 - ト 原動機の型式及び総排気量又は定格出力
 - チ 一酸化炭素等発散防止装置に関する事項
 - リ 動力伝達装置に関する事項

- ヌ 燃料の種類
 - ル 乗用自動車又は貨物自動車の別
 - ヲ 基本貨物自動車にあつては、構造A（貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省・国土交通省告示第5号。以下「貨物車判断基準告示」という。）1-1（1）の表に規定する構造Aをいう。以下同じ。）又は構造B（貨物車判断基準告示1-1（1）の表に規定する構造Bをいう。以下同じ。）の別
 - ワ エネルギー消費効率
 - カ その他国土交通大臣が定める事項
- 三 特定改造自動車に係る次に掲げる事項
- イ 幅及び高さ
 - ロ 前条の表の区分
 - ハ 車両重量の上限
 - ニ 原動機の型式及び総排気量又は定格出力
 - ホ 一酸化炭素等発散防止装置に関する事項
 - ヘ 動力伝達装置に関する事項
 - ト 燃料の種類
 - チ 乗用自動車又は貨物自動車の別
 - リ 特定改造貨物自動車にあつては、構造A又は構造Bの別
 - ヌ その他国土交通大臣が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 基本自動車の外観図
 - 二 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- 3 国土交通大臣は、前2項に規定するもののほか、申請者に対し、エネルギー消費効率相当値の算定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

（算定方法）

第四条 国土交通大臣は、前条の申請があつた場合において、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第1条第1号に掲げる方法により第2条の算定を行わなければならない。

- 一 特定改造自動車と基本自動車の原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一であること。
- 二 当該算定の申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。
 - イ 道路運送車両法若しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ロ 第9条の規定によりエネルギー消費効率相当値の算定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（当該算定を取り消された者が法人である場合

においては、当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

（意見の聴取）

第五条 国土交通大臣は、第2条の算定のために必要があると認めるときは、学識経験者、自動車製作者その他のエネルギー消費効率相当値に関し専門的知見を有する者の意見を聴くことができる。

（通知）

第六条 国土交通大臣は、第2条の算定をしたときは、算定番号を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 国土交通大臣は、第2条の算定をしなかつたときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（算定燃費値取得済証）

第七条 前条第1項の通知を受けた自動車製作者等は、エネルギー消費効率相当値の算定を受けた特定改造自動車に係る自動車（道路運送車両法第75条第4項の完成検査終了証又は道路運送車両法施行規則第63条第1項の排出ガス検査終了証の交付を受けたものに限る。）の所有者又は使用者から請求があつたときは、エネルギー消費効率相当値その他の国土交通大臣が定める事項を記載した算定燃費値取得済証を発行し、これを請求者に交付できる。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 前項の請求を受けた自動車製作者等は、算定燃費値取得済証の交付のため必要があると認めるときは、請求者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3 算定燃費値取得済証は、交付に係る自動車が次の各号のいずれかに該当しないことが明らかになったときは、その効力を失う。

一 幅及び高さがそれぞれ第3条第1項第3号イの値以下であること

二 第3条第1項第3号ロの区分に該当すること

三 車両重量が第3条第1項第3号ハの値以下であること

四 特定改造貨物自動車に係る自動車にあつては、構造A又は構造Bの別が第3条第1項第3号リと同一であること

五 第4条第1号の基準に適合すること

（変更届出等）

第八条 第3条の申請をした自動車製作者等は、同条第1項第1号の内容に変更があつたときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(算定の取消し)

第九条 国土交通大臣は、第3条第1項の申請書、同条第2項の添付書類の内容に虚偽があったことが明らかになったときは、第2条の算定を取り消すことができる。

(公表)

第十条 国土交通大臣は、前条の規定により算定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

附 則

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

第二条 第2条の算定は、特定改造自動車に係る基本自動車が道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた日に行われたものとみなす。